

令和7年4月1日  
国立印刷局

## 国立印刷局一般事業主行動計画 《国立印刷局子育て支援プラン》

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項の規定に基づき、職員が仕事と子育ての両立を図り、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、本行動計画を策定する。

### 1 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

### 2 内 容

目標1-1：配偶者出産休暇及び育児参加休暇について、合計で5日以上  
の取得率100%を目指す。

目標1-2：男性職員の育児休業取得率80%以上及び育児への参画のた  
めに取得・活用できる休暇・休業<sup>※</sup>の合計1か月以上の取得  
率30%以上を目指す。

※)「育児への参画のために取得・活用できる休暇・休業」の対象とは、  
「配偶者出産休暇」、「育児参加休暇」及び「育児休業」を指す。

#### 《対策》

##### ●令和7年度～

・対象となる男性職員及び当該職員の上司に対し、育児休業等の制度・手続きについての丁寧な説明を行い、育児への参画のために取得・活用できる休暇・休業の合計1か月以上の取得を推奨する。

・育児休業等の取得を予定する職員が安心して育児休業等に入り、職場復帰できる職場風土を構築するとともに、管理監督者は育児休業取得予定職員が育児休業に入った後、当該職員の職場における業務が円滑に進むように、当該職員に対して同僚への業務引き継ぎ等を確実にを行うよう働きかける。

目標 2 : 各職員の 1 年間の超過勤務時間数が第 4 期の平均超過勤務時間数を下回るよう、縮減に努める。

《対策》

●令和 7 年度～

・職員の各月の時間外労働及び休日労働の合計時間の状況を把握し、既存業務の見直しを行うなど業務の効率化を推進するとともに、超過勤務縮減の取組の重要性について、各種会議等を通じて職員の意識啓発を図る。

目標 3 : 年休を 1 4 日以上取得した職員数 6 5 % 以上を目指すとともに、年休が 1 0 日以上付与される職員について、時季指定を行うことなく、暦日で年 5 日以上の実取得を目指す。

《対策》

●令和 7 年度～

・管理者は就業管理システムや年休取得計画表等を活用することで、部下職員の年休取得状況を適宜把握し、職員一人一人が計画的な年休取得を行うよう働きかけを行う。

・会議等を通じて年休取得に関する働きかけを行い、年休を取得しやすい環境を整備する。